

川崎区役所働き方・仕事の進め方改革推進本部設置要綱

(目的及び設置)

第1条 川崎市働き方・仕事の進め方改革推進本部設置要綱第8条の規定に基づき、川崎区役所における働き方・仕事の進め方改革に係る事項について検討し、実施することを目的として、川崎区役所働き方・仕事の進め方改革推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 職員の働く環境の整備に関すること。
- (2) 職員の働き方及び仕事の進め方への意識改革に関すること。
- (3) その他職員の働き方及び仕事の進め方等に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、区長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副区長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、推進本部の事務を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を代理する。

(推進本部会議)

第5条 推進本部会議は、必要に応じ本部長が招集し、その議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(幹事会)

第6条 推進本部の会議に係る重要事項を協議するため、推進本部に幹事会を置く。

2 幹事長は総務課長とし、幹事は別表2に掲げる者をもって充てる。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年12月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

本部員

まちづくり推進部大師支所
まちづくり推進部田島支所
区民サービス部長
地域みまもり支援センター所長
地域みまもり支援センター副所長
地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）担当部長（生活保護担当）
道路公園センター所長

別表第 2（第 6 条関係）

幹事

まちづくり推進部企画課長
区民サービス部区民課長
地域みまもり支援センター地域ケア推進課長
道路公園センター担当課長〔管理〕